

原子燃料工業株式会社 熊取事業所
使用前検査実施要領書
(その 1－3)

[核燃料物質の貯蔵施設]

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改訂内容	年月日
一	新規制定	令和2年7月30日

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	2
IV 検査方法	4
V 判定基準	8
VI その他	11
VII 添付資料	11

I 検査目的及び項目

本検査※は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）第16条の3第1項に基づき実施する核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第3条の6第2号に係る使用前検査について、核燃料物質の貯蔵施設が認可した設計及び工事の方法の申請（以下「設工認申請書」という。）に従い製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準とは、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第19号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第3条第1項、同条第2項、第4条第3項、第6条第1項、第10条、第12条、第16条第2項及び第17条である。

※原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定に基づき、なお従前の例による。

○核燃料物質の貯蔵施設

材料検査、員数検査、配置検査、据付検査、外観検査、設計変更の生じた構造物等に対する適合性確認結果の検査

II 検査場所

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地

Ⅲ 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

施設区分	設備・機器名称 機器名	台数	変更内容	分割制定			
				1 回 その 1-1	2 回 その 1-2	3 回 その 1-3	4 回 その 1-4
核燃料物質の貯蔵施設	輸送容器搬送コンベア No. 1-1 —	1 台	変更なし	—	—	○	
	輸送容器搬送コンベア No. 1-2 —	1 台	改造	—	—	○	
	粉末缶移載装置 No. 1-1 —	1 台	変更なし	—	—	○	
	粉末缶移載装置 No. 1-2 —	1 台	変更なし	—	—	○	
	粉末缶搬送コンベア No. 1 —	1 台	変更なし	—	—	○	
	輸送容器搬送コンベア No. 2-1 —	1 台	変更なし	—	—	○	
	輸送容器搬送コンベア No. 2-2 —	1 台	改造	—	—	○	
	粉末缶移載装置 No. 2-1 —	1 台	変更なし	—	—	○	
	粉末缶移載装置 No. 2-2 —	1 台	変更なし	—	—	○	
	粉末缶搬送コンベア No. 2 —	1 台	変更なし	—	—	○	
	原料保管設備 D 型 No. 1 —	1 台	改造	○	—	—	
	原料搬送設備 No. 2 粉末スタッカクレーン	1 台	変更なし	○	—	—	
	原料搬送設備 No. 2 粉末缶コンベア	2 台	改造	○	—	—	
	原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台	1 台	変更なし	○	—	—	
	原料搬送設備 No. 2 粉末缶台車	1 台	変更なし	○	—	—	
	原料保管設備 E 型 No. 1 —	1 台	改造	—	—	—	
	原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1	1 台	変更なし	○	—	—	
	原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 2	1 台	変更なし	—	—	—	
	原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 3	1 台	変更なし	○	—	—	
	原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4	1 台	変更なし	○	—	—	
	保管容器 F 型 —	13000 個	変更なし	—	—	—	
	保管容器 F 型 (中性子吸収板 I 型内蔵型) —	1800 個	変更なし	—	—	—	

施設区分	設備・機器名称 機器名	台数	変更内容	分割制定			
				1 回 その 1-1	2 回 その 1-2	3 回 その 1-3	4 回 その 1-4
核燃料物質の貯蔵施設	ペレット保管ラック B 型 No. 1 —	1 台	改造	○	—	—	
	ペレット搬送設備 No. 3 ペレットスタッククレーン	1 台	変更なし	○	—	—	
	保管容器 G 型 —	2438 個	変更なし	—	—	—	
	ペレット保管ラック E 型 No. 2-1 —	1 台	改造	—	○	—	
	燃料棒保管ラック B 型 No. 1 —	1 台	改造	—	○	—	
	燃料棒保管ラック B 型 No. 2 —	1 台	改造	—	—	—	
	燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタッククレーン	1 台	改造	—	○	—	
	燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒トレイコンベア	1 台	変更なし	—	○	—	
	保管容器 H 型 —	718 個	変更なし	—	—	—	
	燃料集合体保管ラック E 型 No. 1 —	1 台	撤去	—	○	—	

2. 認可関係

認可年月日及び認可番号等

令和元年 1 0 月 8 日 原規規発第 1910082 号

(令和 2 年 4 月 6 日付け熊原第 20-003 号にて軽微な変更の届出)

IV 検査方法

○核燃料物質の貯蔵施設

(輸送容器搬送コンベア No. 1-1、輸送容器搬送コンベア No. 1-2、粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末缶移載装置 No. 1-2、粉末缶搬送コンベア No. 1、輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、粉末缶移載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2、粉末缶搬送コンベア No. 2)

1. 材料検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】

耐震補強部材の材料が添付資料-2「表 1」のとおりであることを申請者の品質記録により確認する。

【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】

耐震補強部材の材料が添付資料-2「表 2」のとおりであることを申請者の品質記録により確認する。

2. 員数検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】

耐震補強部材の員数が添付資料-2「表 1」のとおりであることを申請者の品質記録により確認する。

【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】

耐震補強部材の員数が添付資料-2「表 2」のとおりであることを申請者の品質記録により確認する。

3. 配置検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【輸送容器搬送コンベア No. 1-1】

既設の配置を申請者の品質記録により確認する。

(添付資料-2「図へー 1 - 3、図へー 2 - 1 ～ 3」参照)

【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】

- ① 既設の配置を申請者の品質記録により確認する。
- ② 耐震補強部材の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「図へー 1 - 3、図へー 2 - 1、4～7」参照)

【粉末缶移載装置 No. 1-1】

既設の配置を申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「図へー 1 - 3、図へー 2 - 1、8」参照)

【粉末缶移載装置 No. 1-2】

既設の配置を申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「図へー 1 - 3、図へー 2 - 1、9」参照)

【粉末缶搬送コンベア No. 1】

既設の配置を申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「図へー 1 - 3、図へー 2 - 1、10、11」参照)

【輸送容器搬送コンベア No. 2-1】

既設の配置を申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「図へー 1 - 3、図へー 2 - 1、図へー 3 - 1」参照)

【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】

- ① 既設の配置を申請者の品質記録により確認する。
- ② 耐震補強部材の配置を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「図へー 1 - 3、図へー 2 - 1、図へー 3 - 2～4」参照)

【粉末缶移載装置 No. 2-1】

既設の配置を申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「図へー 1 - 3、図へー 2 - 1、図へー 3 - 5」参照)

【粉末缶移載装置 No. 2-2】

既設の配置を申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「図へー 1 - 3、図へー 2 - 1、図へー 3 - 6」参照)

【粉末缶搬送コンベア No. 2】

既設の配置を申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「図へー 1 - 3、図へー 2 - 1、図へー 3 - 7」参照)

4. 据付検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】

- ① 耐震補強部材の据付位置及び据付状態を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 耐震補強部材のうちアンカーボルトの径及び本数を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「表1」、「表へー2-2」、「図へー2-1、4～7」参照)

【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】

- ① 耐震補強部材の据付位置及び据付状態を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ② 耐震補強部材のうちアンカーボルトの径及び本数を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「表2」、「表へー3-2」、「図へー2-1、図へー3-2～4」参照)

5. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

【輸送容器搬送コンベア No. 1-1】

- 既設の外観を申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「図へー2-1～3」参照)

【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】

- ① 既設の外観を申請者の品質記録により確認する。
- ② 耐震補強部材の外観を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ③ 既設で不要なアンカーボルトが撤去されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2「図へー2-1、4～7」参照)

【粉末缶移載装置 No. 1-1】

- 既設の外観を申請者の品質記録により確認する。

(添付資料-2「図へー 2 - 1、8」参照)

【粉末缶移載装置 No. 1-2】

既設の外観を申請者の品質記録により確認する。

(添付資料-2「図へー 2 - 1、9」参照)

【粉末缶搬送コンベア No. 1】

既設の外観を申請者の品質記録により確認する。

(添付資料-2「図へー 2 - 1、10、11」参照)

【輸送容器搬送コンベア No. 2-1】

既設の外観を申請者の品質記録により確認する。

(添付資料-2「図へー 2 - 1、図へー 3 - 1」参照)

【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】

① 既設の外観を申請者の品質記録により確認する。

② 耐震補強部材の外観を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

③ 既設で不要なアンカーボルトが撤去されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料-2「図へー 2 - 1、図へー 3 - 2～4」参照)

【粉末缶移載装置 No. 2-1】

既設の外観を申請者の品質記録により確認する。

(添付資料-2「図へー 2 - 1、図へー 3 - 5」参照)

【粉末缶移載装置 No. 2-2】

既設の外観を申請者の品質記録により確認する。

(添付資料-2「図へー 2 - 1、図へー 3 - 6」参照)

【粉末缶搬送コンベア No. 2】

既設の外観を申請者の品質記録により確認する。

(添付資料-2「図へー 2 - 1、図へー 3 - 7」参照)

6. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

① 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

② 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従って行われ、

下記の性能の技術基準への適合性が確認されていることを申請者の品質記録により確認する。

- ・核燃料物質の臨界防止（第3条第1項、第2項）
- ・火災等による損傷の防止（第4条第3項）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条）
- ・閉じ込めの機能（第12条）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・搬送設備（第17条）

V 判定基準

○核燃料物質の貯蔵施設

（輸送容器搬送コンベア No. 1-1、輸送容器搬送コンベア No. 1-2、粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末缶移載装置 No. 1-2、粉末缶搬送コンベア No. 1、輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、粉末缶移載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2、粉末缶搬送コンベア No. 2）

1. 材料検査

【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】

耐震補強部材の材料が添付資料-2「表1」のとおりであること。

【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】

耐震補強部材の材料が添付資料-2「表2」のとおりであること。

2. 員数検査

【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】

耐震補強部材の員数が添付資料-2「表1」のとおりであること。

【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】

耐震補強部材の員数が添付資料-2「表2」のとおりであること。

3. 配置検査

【輸送容器搬送コンベア No. 1-1】

既設の配置が設工認申請書のとおりであること。

【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】

- ① 既設の配置が設工認申請書のとおりであること。
- ② 耐震補強部材の配置が設工認申請書のとおりであること。

【粉末缶移載装置 No. 1-1】

既設の配置が設工認申請書のとおりであること。

【粉末缶移載装置 No. 1-2】

既設の配置が設工認申請書のとおりであること。

【粉末缶搬送コンベア No. 1】

既設の配置が設工認申請書のとおりであること。

【輸送容器搬送コンベア No. 2-1】

既設の配置が設工認申請書のとおりであること。

【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】

- ① 既設の配置が設工認申請書のとおりであること。
- ② 耐震補強部材の配置が設工認申請書のとおりであること。

【粉末缶移載装置 No. 2-1】

既設の配置が設工認申請書のとおりであること。

【粉末缶移載装置 No. 2-2】

既設の配置が設工認申請書のとおりであること。

【粉末缶搬送コンベア No. 2】

既設の配置が設工認申請書のとおりであること。

4. 据付検査

【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】

- ① 耐震補強部材の据付位置及び据付状態が設工認申請書に記載されたとおりであること。
- ② 耐震補強部材のうちアンカーボルトの径及び本数が設工認申請書に記載されたとおりであること。

【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】

- ① 耐震補強部材の据付位置及び据付状態が設工認申請書に記載されたとおりであること。
- ② 耐震補強部材のうちアンカーボルトの径及び本数が設工認申請書に記載されたとおりであること。

5. 外観検査

【輸送容器搬送コンベア No. 1-1】

既設の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。

【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】

- ① 既設の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。
- ② 耐震補強部材の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。
- ③ 既設で不要なアンカーボルトが設工認申請書に記載されたとおりに撤去されていること。

【粉末缶移載装置 No. 1-1】

既設の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。

【粉末缶移載装置 No. 1-2】

既設の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。

【粉末缶搬送コンベア No. 1】

既設の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。

【輸送容器搬送コンベア No. 2-1】

既設の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。

【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】

- ① 既設の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。
- ② 耐震補強部材の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。
- ③ 既設で不要なアンカーボルトが設工認申請書に記載されたとおりに撤去されていること。

【粉末缶移載装置 No. 2-1】

既設の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。

【粉末缶移載装置 No. 2-2】

既設の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。

【粉末缶搬送コンベア No. 2】

既設の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。

6. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・核燃料物質の臨界防止（第3条第1項、第2項）
- ・火災等による損傷の防止（第4条第3項）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）

- ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第10条）
- ・閉じ込めの機能（第12条）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- ・搬送設備（第17条）

VI その他

設工認申請書に記載されている核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第4号に基づく加工施設の性能検査をもって終了とする。

VII 添付資料

添付資料-1 立会区分表

添付資料-2 関連図書

(1/42)表1	輸送容器搬送コンベア No. 1-2	耐震補強の項目
表2	輸送容器搬送コンベア No. 2-2	耐震補強の項目
(2、3/42)表へー2-1	輸送容器搬送コンベア No. 1-1	仕様
(4～6/42)表へー2-2	輸送容器搬送コンベア No. 1-2	仕様
(7、8/42)表へー2-3	粉末缶移載装置 No. 1-1	仕様
(9、10/42)表へー2-4	粉末缶移載装置 No. 1-2	仕様
(11、12/42)表へー2-5	粉末缶搬送コンベア No. 1	仕様
(13、14/42)表へー3-1	輸送容器搬送コンベア No. 2-1	仕様
(15～17/42)表へー3-2	輸送容器搬送コンベア No. 2-2	仕様
(18、19/42)表へー3-3	粉末缶移載装置 No. 2-1	仕様
(20、21/42)表へー3-4	粉末缶移載装置 No. 2-2	仕様
(22、23/42)表へー3-5	粉末缶搬送コンベア No. 2	仕様
(24/42)図へー1-3	第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図（1階）	
(25/42)図へー2-1	搬送設備（搬出入装置）配置図	
(26/42)図へー2-2	輸送容器搬送コンベア No. 1-1	
(27/42)図へー2-3	輸送容器搬送コンベア No. 1-1（図へー2-2 ①拡大図）	
(28/42)図へー2-4	輸送容器搬送コンベア No. 1-2	
(29/42)図へー2-5	輸送容器搬送コンベア No. 1-2（図へー2-4 ①拡大図）	
(30/42)図へー2-6	コンベアカバーNo. 1	
(31/42)図へー2-7	コンベアカバーNo. 1（図へー2-6 ①②拡大図）	
(32/42)図へー2-8	粉末缶移載装置 No. 1-1	
(33/42)図へー2-9	粉末缶移載装置 No. 1-2	
(34/42)図へー2-10	粉末缶搬送コンベア No. 1	
(35/42)図へー2-11	粉末缶搬送コンベア No. 1（図へー2-10 ①拡大図）	
(36/42)図へー3-1	輸送容器搬送コンベア No. 2-1	
(37/42)図へー3-2	輸送容器搬送コンベア No. 2-2	

- (38/42) 図へー 3 - 3 コンベアカバーNo. 2
- (39/42) 図へー 3 - 4 コンベアカバーNo. 2 (図へー 3 - 3 ①②拡大図)
- (40/42) 図へー 3 - 5 粉末缶移載装置 No. 2-1
- (41/42) 図へー 3 - 6 粉末缶移載装置 No. 2-2
- (42/42) 図へー 3 - 7 粉末缶搬送コンベア No. 2

添付資料-3 使用前検査成績書様式

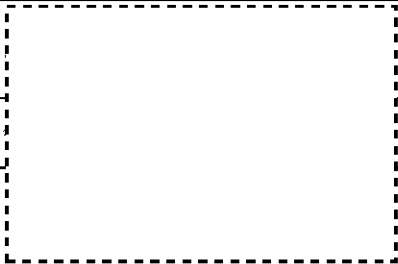
立 会 区 分 表

添付資料-1

施設区分	機器等の名称	重要度による区分		立会区分						
	設備・機器名称 機器名	安重 区分	耐震重要度 分類	材料 検査	員数 検査	配置 検査	据付 検査	外観 検査	設計* 変更 の検査	備考
核燃料物質の 貯蔵施設	輸送容器搬送コンベア No. 1-1、No. 2-1 —	非安重	第 1 類	—	—	B	—	B	B	[記号説明] A/B：抜取立会検査 B：記録検査
	輸送容器搬送コンベア No. 1-2、No. 2-2 —		第 1 類	B	B	A/B	A/B	A/B		
	粉末缶移載装置 No. 1-1、No. 2-1 —		第 1 類	—	—	B	—	B		
	粉末缶移載装置 No. 1-2、No. 2-2 —		第 1 類							
	粉末缶搬送コンベア No. 1、No. 2 —		第 1 類							

*設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

表 1 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
トラスの追加	アンカーボルト 		図へ-2-6、 図へ-2-7
	トラス 		
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		図へ-2-6

* 以上の強度を有する材料

表 2 輸送容器搬送コンベア No. 2-2 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
トラスの追加	アンカーボルト 		図へ-3-3、 図へ-3-4
	トラス 		
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		図へ-3-3

* 以上の強度を有する材料

表へー 2 - 1 輸送容器搬送コンベア No. 1-1 仕様

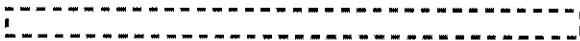
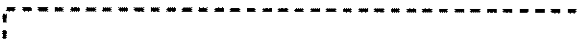
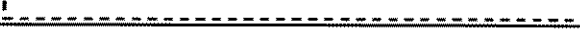
許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		輸送容器搬送コンベア No. 1-1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー 2 - 1 - 1 に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：約
	その他の構成機器	輸送容器搬送鋼製パレット
	その他の性能	最大取扱量：（粉末輸送容器 1 個に粉末保管容器（保管容器 F 型） ⁽¹⁾ を 12 個収納して取り扱う場合に）となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 1 個に粉末保管容器（保管容器 F 型） ⁽¹⁾ を 3 個収納して取り扱う場合には）となる。）
	核燃料物質の状態	粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁴⁾	[3. 1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域（）を含む）の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末輸送容器数：2 個以下⁽²⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数：2 個以下⁽²⁾ 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$（粉末保管容器（保管容器 F 型）内） [3. 2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域（）を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備 D 型（C-1）」、「原料保管設備 E 型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア（A-1）」と「輸送容器搬送コンベア（B-1）」の面間距離を）となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[4. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー 2 - 1 - 1 に示す。 [4. 3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁴⁾	—
	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-F1] 耐震重要度分類：第 1 類 強度部材を別表へー 2 - 1 - 1 に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁴⁾	[5. 5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。

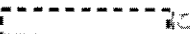
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽³⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない[]に設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽³⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽⁴⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型を1個搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽⁴⁾	—
安全避難通路等 ⁽⁴⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁴⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁴⁾	—
通信連絡設備 ⁽⁴⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-2、図へー2-3

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）1個あたりの最大取扱量は[]である。
- (2) 第2加工棟 []に設置する輸送容器搬送コンベア No.1-1 と輸送容器搬送コンベア No.1-2 での取扱いの合計を制限する。
- (3) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板Ⅰ型内蔵型）において適合性を確認する。
- (4) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へー2-1-2に示す。

表へー 2-2 輸送容器搬送コンベア No.1-2 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(搬出入装置) 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		輸送容器搬送コンベア No.1-2
機器名		—
変更内容		改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー2-2-1に示す。)
設置場所		第2加工棟
員数		1台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー2-2-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:約
	その他の構成機器	コンベアカバーNo.1、輸送容器搬送鋼製パレット
	その他の性能	最大取扱量: (粉末輸送容器1個に粉末保管容器(保管容器F型) ⁽¹⁾ を12個収納して取り扱う場合に)となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器I型1個に粉末保管容器(保管容器F型) ⁽¹⁾ を3個収納して取り扱う場合には)となる。に設置している建物外扉付近(1箇所)及びコンベアカバーNo.1に設置している出入り扉付近(1箇所)に「開放厳禁」の表示灯を設置し、建物外扉とコンベアカバーNo.1の出入り扉のいずれか又は建物外扉とコンベアカバーNo.1のシャッタのいずれかを開放した場合に、閉鎖している側の「開放厳禁」の表示灯が点灯する。 ⁽²⁾
核燃料物質の状態		粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁵⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数:2個以下 ⁽³⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下 ⁽³⁾ 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器(保管容器F型)内)
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア(A-1)」と「輸送容器搬送コンベア(B-1)」の面間距離をとなるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁶⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-2-2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁶⁾		—

地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー2-2-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 本体 床面： コンベアカバーNo.1 床面： 壁面：
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁵⁾	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁵⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがないに設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽⁴⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽⁵⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁵⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を1個搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽⁵⁾	—
安全避難通路等 ⁽⁵⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁵⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁵⁾	—
通信連絡設備 ⁽⁵⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-4～図へー2-7

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）1個あたりの最大取扱量はである。
- (2) 図へー2-1に示すとおり、には、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型（以下「粉末輸送容器等」という。）を搬出入するための扉（以下「建物外扉」という。）を設置している。この建物外扉に接するように輸送容器搬送コンベアNo.1-2を設置し、輸送容器搬送コンベアNo.1-2を囲むようにしてコンベアカバーNo.1を設置している。このコンベアカバーNo.1には、作業者が出入りするための扉（以下「出入り扉」という。）及び粉末輸送容器等を搬出入するためのシャッタ（以下「シャッタ」という。）を設置している。粉末輸送容器等を周辺監視区域からに搬入する場合、コンベアカバーNo.1の出入り扉及びシャッタが閉鎖された状態で建物外扉を開放し、輸送容器搬送コンベアNo.1-2上に粉末輸送容器等を搬送した後、建物外扉を閉鎖する。次に、コンベアカバーNo.1のシャッタを開放し、輸送

容器搬送コンベア No. 1-2 上から輸送容器搬送コンベア No. 1-1 上に粉末輸送容器等を搬送した後、コンベアカバーNo. 1 のシャッタを開鎖する。粉末輸送容器等を[]から周辺監視区域に搬出する場合は、搬入時の逆の順序となる。建物外扉付近（1箇所）及びコンベアカバーNo. 1 の出入り扉付近（1箇所）に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業者に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーNo. 1 の出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーNo. 1 のシャッタを同時開放しない管理を行う。

- (3) 第2加工棟 []に設置する輸送容器搬送コンベア No. 1-1 と輸送容器搬送コンベア No. 1-2 での取扱いの合計を制限する。
- (4) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (5) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へー 2－2－3に示す。

表へー 2－3 粉末缶移載装置 No. 1-1 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置
設備・機器名称		粉末缶移載装置 No. 1-1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 []
員数		1 台
一般仕様	型式	ハンドクレーン
	主要な構造材	別表へー 2－3－1 に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：約 []
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量： [] (粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3. 1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2－1 領域（ [] を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限（粉末保管容器数） 粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個を移載する。 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$（粉末保管容器（保管容器 F 型）内） [3. 2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第 2－1 領域（ [] を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備 D 型（C-1）」、「原料保管設備 E 型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の面間距離を [] となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー 2－3－1 に示す。 [4. 3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-F1] 耐震重要度分類：第 1 類 強度部材を別表へー 2－3－1 に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5. 5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。

加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない[]に設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力[]
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-8

(1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。

(2) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へー2-3-2に示す。

表へー 2 - 4 粉末缶移載装置 No. 1-2 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置
設備・機器名称		粉末缶移載装置 No. 1-2
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 []
員数		1 台
一般仕様	型式	ハンドクレーン
	主要な構造材	別表へー 2 - 4 - 1 に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：約 []
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量： [] (粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3. 1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域（ [] を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限（粉末保管容器数） 粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個を移載する。 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$（粉末保管容器（保管容器 F 型）内） [3. 2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域（ [] を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備 D 型（C-1）」、「原料保管設備 E 型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の面間距離を [] となるように配置している。 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー 2 - 4 - 1 に示す。 [4. 3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-F1] 耐震重要度分類：第 1 類 強度部材を別表へー 2 - 4 - 1 に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5. 5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5. 6-F1] 没水のおそれがない [] に設置している。
	材料及び構造	—

閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力：
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-9

(1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。

(2) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へー2-4-2に示す。

表へー 2 - 5 粉末缶搬送コンベア No. 1 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶搬送コンベア
設備・機器名称		粉末缶搬送コンベア No. 1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 []
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー 2 - 5 - 1 に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：約 []
	その他の構成機器	上皿電子天秤
	その他の性能	最大取扱量： [] 粉末保管容器（保管容器 F 型）12 個）
核燃料物質の状態		酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	[3. 1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域 [] を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限（コンベア配列） 粉末保管容器（保管容器 F 型）を搬送するコンベアの配列：1 段×列数：2 列以下 （粉末缶移載装置 2 台（粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末缶移載装置 No. 1-2）の粉末保管容器（保管容器 F 型）それぞれ 1 個を含む） 列の面間距離：10 cm 以上 粉末保管容器（保管容器 F 型） 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下／粉末保管容器（保管容器 F 型） 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ （粉末保管容器（保管容器 F 型）内） [3. 2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域 [] を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備 D 型（C-1）」、「原料保管設備 E 型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の面間距離を [] 以上となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	
	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	
	地震による損傷の防止	
津波による損傷の防止		—

外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストoppa及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）12個を搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-10。図へー2-11

(1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。

(2) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へー2-5-2に示す。

表へー 3-1 輸送容器搬送コンベア No. 2-1 仕様

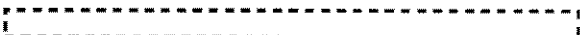
許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		輸送容器搬送コンベア No. 2-1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 []
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー 3-1-1 に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：約 []
	その他の構成機器	輸送容器搬送鋼製パレット
	その他の性能	最大取扱量： []（粉末輸送容器 1 個に粉末保管容器（保管容器 F 型） ⁽¹⁾ を 12 個収納して取り扱う場合に [] となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 1 個に粉末保管容器（保管容器 F 型） ⁽¹⁾ を 3 個収納して取り扱う場合に [] となる。）
	核燃料物質の状態	粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁴⁾	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2-1 領域（ [] を含む）の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（B-1）」を構成する。 濃縮度 5 wt% 以下 幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末輸送容器数：2 個以下⁽²⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数：2 個以下⁽²⁾ 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$（粉末保管容器（保管容器 F 型）内） [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第 2-1 領域（ [] を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備 D 型（C-1）」、「原料保管設備 E 型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア（A-1）」と「輸送容器搬送コンベア（B-1）」の面間距離を [] するように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー 3-1-1 に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁴⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第 1 類 強度部材を別表へー 3-1-1 に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—

加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁴⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽³⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない[]に設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽³⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽⁴⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型を1個搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽⁴⁾	—
安全避難通路等 ⁽⁴⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁴⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁴⁾	—
通信連絡設備 ⁽⁴⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-1

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）1個あたりの最大取扱量は[]である。
- (2) 第2加工棟 []に設置する輸送容器搬送コンベア No. 2-1 と輸送容器搬送コンベア No. 2-2 での取扱いの合計を制限する。
- (3) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板Ⅰ型内蔵型）において適合性を確認する。
- (4) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へー3-1-2に示す。

表へー 3 - 2 輸送容器搬送コンベア No. 2-2 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		輸送容器搬送コンベア No. 2-2
機器名		—
変更内容		改造（耐震補強）（耐震補強の仕様を別表へー 3 - 2 - 1 に示す。）
設置場所		第 2 加工棟
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー 3 - 2 - 2 に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：約
	その他の構成機器	コンベアカバーNo. 2、輸送容器搬送鋼製パレット
	その他の性能	最大取扱量：（粉末輸送容器 1 個に粉末保管容器（保管容器 F 型）⁽¹⁾を 12 個収納して取り扱う場合に）となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 1 個に粉末保管容器（保管容器 F 型）⁽¹⁾を 3 個収納して取り扱う場合には）となる。） に設置している建物外扉付近（1 箇所）及びコンベアカバーNo. 2 に設置している出入り扉付近（1 箇所）に「開放厳禁」の表示灯を設置し、建物外扉とコンベアカバーNo. 2 の出入り扉のいずれか又は建物外扉とコンベアカバーNo. 2 のシャッタのいずれかを開放した場合に、閉鎖している側の「開放厳禁」の表示灯が点灯する。⁽²⁾
核燃料物質の状態		粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁵⁾	[3. 1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域（）を含む）の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（B-1）」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末輸送容器数：2 個以下⁽³⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数：2 個以下⁽³⁾ 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$（粉末保管容器（保管容器 F 型）内） [3. 2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域（）を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備 D 型（C-1）」、「原料保管設備 E 型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア（A-1）」と「輸送容器搬送コンベア（B-1）」の面間距離を）となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁵⁾	[4. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー 3 - 2 - 2 に示す。 [4. 3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁵⁾	—

地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー3-2-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 本体 床面： コンベアカバーNo.2 床面： 壁面：
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁵⁾	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁵⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[5.6-F1] 設水のおそれがないに設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽⁴⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽⁵⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁵⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を1個搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽⁵⁾	—
安全避難通路等 ⁽⁵⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁵⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁵⁾	—
通信連絡設備 ⁽⁵⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-2～図へー3-4

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）1個あたりの最大取扱量はである。
- (2) 図へー2-1に示すとおり、には、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型（以下「粉末輸送容器等」という。）を搬出入するための扉（以下「建物外扉」という。）を設置している。この建物外扉に接するように輸送容器搬送コンベア No.2-2 を設置し、輸送容器搬送コンベア No.2-2 を囲むようにしてコンベアカバーNo.2を設置している。このコンベアカバーNo.2には、作業者が出入りするための扉（以下「出入り扉」という。）及び粉末輸送容器等を搬出入するためのシャッタ（以下「シャッタ」という。）を設置している。粉末輸送容器等を周辺監視区域からに搬入する場合、コンベアカバーNo.2の出入り扉及びシャッタが閉鎖された状態で建物外扉を開放し、輸送容器搬送コンベア No.2-2 上に粉末輸送容器等を搬送した後、建物外扉を閉鎖する。次に、コンベアカバーNo.2のシャッタを開放し、輸送

容器搬送コンベア No. 2-2 上から輸送容器搬送コンベア No. 2-1 上に粉末輸送容器等を搬送した後、コンベアカバーNo. 2 のシャッタを開鎖する。粉末輸送容器等を「 」から周辺監視区域に搬出する場合は、搬入時の逆の順序となる。建物外扉付近（1 箇所）及びコンベアカバーNo. 2 の出入り扉付近（1 箇所）に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業者に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーNo. 2 の出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーNo. 2 のシャッタを同時開放しない管理を行う。

- (3) 第 2 加工棟 に設置する輸送容器搬送コンベア No. 2-1 と輸送容器搬送コンベア No. 2-2 での取扱いの合計を制限する。
- (4) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板 I 型内蔵型）において適合性を確認する。
- (5) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へー 3－2－3 に示す。

表へー 3 - 3 粉末缶移載装置 No. 2-1 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置
設備・機器名称		粉末缶移載装置 No. 2-1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟
員数		1 台
一般仕様	型式	ハンドクレーン
	主要な構造材	別表へー 3 - 3 - 1 に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：約
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量： （粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個）
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3. 1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域（ を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限（粉末保管容器数） 粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個を移載する。 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$（粉末保管容器（保管容器 F 型）内） [3. 2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域（ を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備 D 型（C-1）」、「原料保管設備 E 型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の面間距離を となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー 3 - 3 - 1 に示す。 [4. 3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-F1] 耐震重要度分類：第 1 類 強度部材を別表へー 3 - 3 - 1 に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5. 5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5. 6-F1] 没水のおそれがない に設置している。
	材料及び構造	—

閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力：
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-5

(1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。

(2) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へー3-3-2に示す。

表へー 3 - 4 粉末缶移載装置 No. 2-2 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置
設備・機器名称		粉末缶移載装置 No. 2-2
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 []
員数		1 台
一般仕様	型式	ハンドクレーン
	主要な構造材	別表へー 3 - 4 - 1 に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：約 []
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量： []（粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個）
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3. 1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域（ [] を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限（粉末保管容器数） 粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個を移載する。 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$（粉末保管容器（保管容器 F 型）内） [3. 2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第 2 - 1 領域（ [] を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備 D 型（C-1）」、「原料保管設備 E 型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の面間距離を [] となるように配置している。 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー 3 - 4 - 1 に示す。 [4. 3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-F1] 耐震重要度分類：第 1 類 強度部材を別表へー 3 - 4 - 1 に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5. 5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5. 6-F1] 没水のおそれがない [] に設置している。
	材料及び構造	—

閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-6

(1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。

(2) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へー3-4-2に示す。

表へ-3-5 粉末缶搬送コンベア No.2 仕様

許可との対応		許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
		加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶搬送コンベア
設備・機器名称			粉末缶搬送コンベア No. 2
機器名			—
変更内容			変更なし
設置場所			第 2 加工棟 []
員数			1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア	
	主要な構造材	別表へー 3－5－1 に示す。	
	寸法（単位：mm）	概略寸法：約 []	
	その他の構成機器	上皿電子天秤	
	その他の性能	最大取扱量： []（粉末保管容器（保管容器 F 型）12 個）	
核燃料物質の状態			酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾		
	[3. 1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2－1 領域（ [] を含む）の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限（コンベア配列） 粉末保管容器（保管容器 F 型）を搬送するコンベアの配列：1 段×列数：2 列以下 （粉末缶移載装置 2 台（粉末缶移載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2）の粉末保管容器（保管容器 F 型）それぞれ 1 個を含む） 列の面間距離：10 cm 以上 粉末保管容器（保管容器 F 型） 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下／粉末保管容器（保管容器 F 型） 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造 減速条件 H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器 F 型）内）		
	[3. 2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第 2－1 領域（ [] を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備 D 型（C-1）」、「原料保管設備 E 型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」の面間距離を [] となるように配置している。 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。		
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾		
	[4. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー 3－5－1 に示す。 [4. 3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。		
安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾			—
地震による損傷の防止			[5. 2. 1-F1] 耐震重要度分類：第 1 類 強度部材を別表へー 3－5－1 に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 []
津波による損傷の防止			—

外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 浸水のおそれがない[]に設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）12個を搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-7

(1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。

(2) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へー3-5-2に示す。



▨ : 本申請に係る設備・機器

● : 立体角評価における基準点

X軸：東西方向、Y軸：南北方向、Z軸：上下方向

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
5011	輸送容器搬送コンベア No.1-1	5019	粉末缶搬送コンベア No.1	5027	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2
5012	輸送容器搬送コンベア No.1-2 (コンベアカバーNo.1を含む。)	5020	粉末缶搬送コンベア No.2	5028	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3
5013	輸送容器搬送コンベア No.2-1	5021	原料搬送設備 No.2 粉末スタッククレーン	5029	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4
5014	輸送容器搬送コンベア No.2-2 (コンベアカバーNo.2を含む。)	5022	原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア	5030	原料保管設備D型 No.1
5015	粉末缶移載装置 No.1-1	5023	原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア	5031	原料保管設備E型 No.1
5016	粉末缶移載装置 No.1-2	5024	原料搬送設備 No.2 粉末缶受台	5040	ペレット保管ラックB型 No.1
5017	粉末缶移載装置 No.2-1	5025	原料搬送設備 No.2 粉末缶台車	5041	ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッククレーン
5018	粉末缶移載装置 No.2-2	5026	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1		

図へー 1 － 3 第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階)



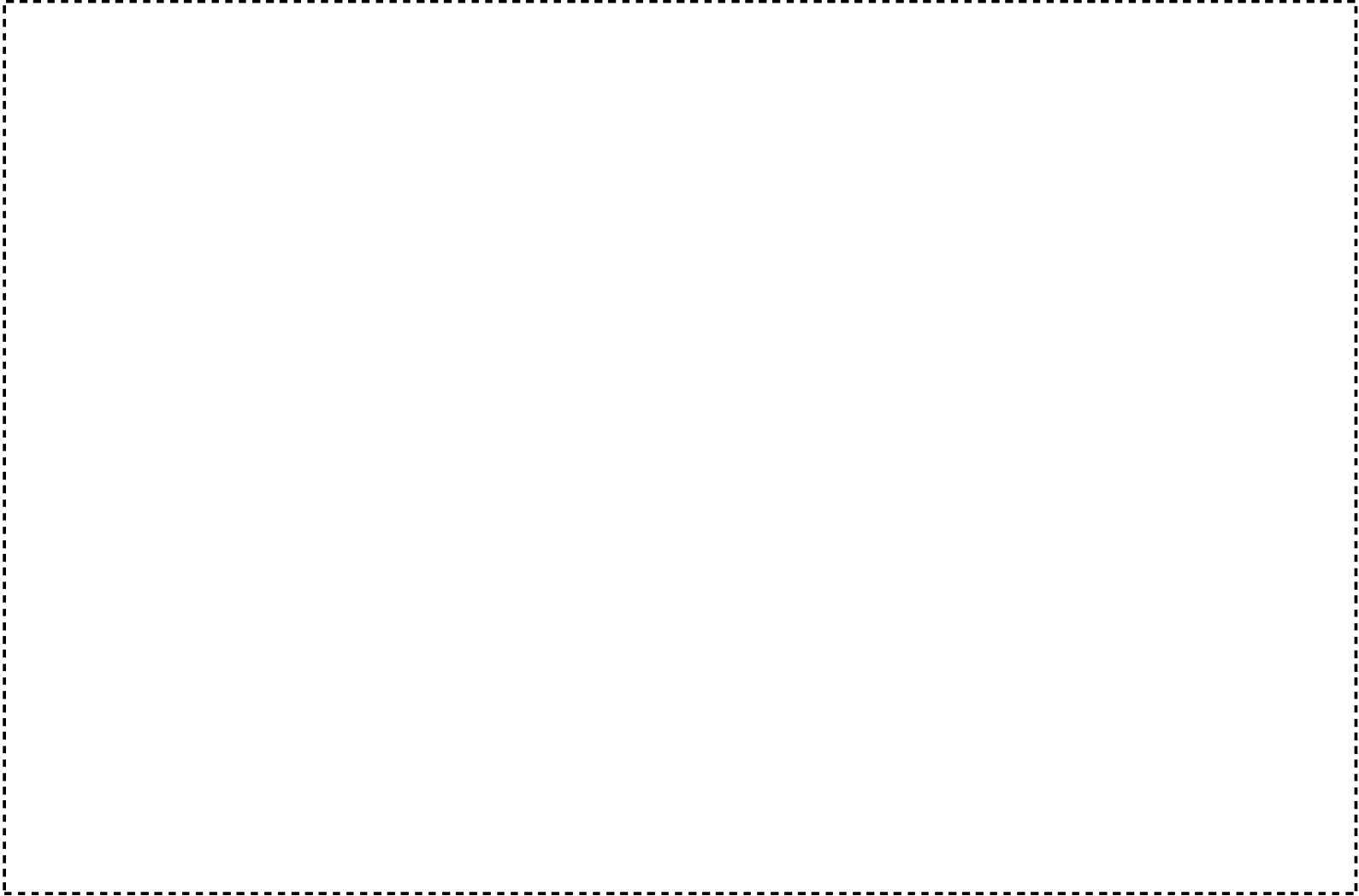
図へー 2 - 1 搬送設備（搬出入装置）配置図

赤色線 : 追加・変更部、青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号

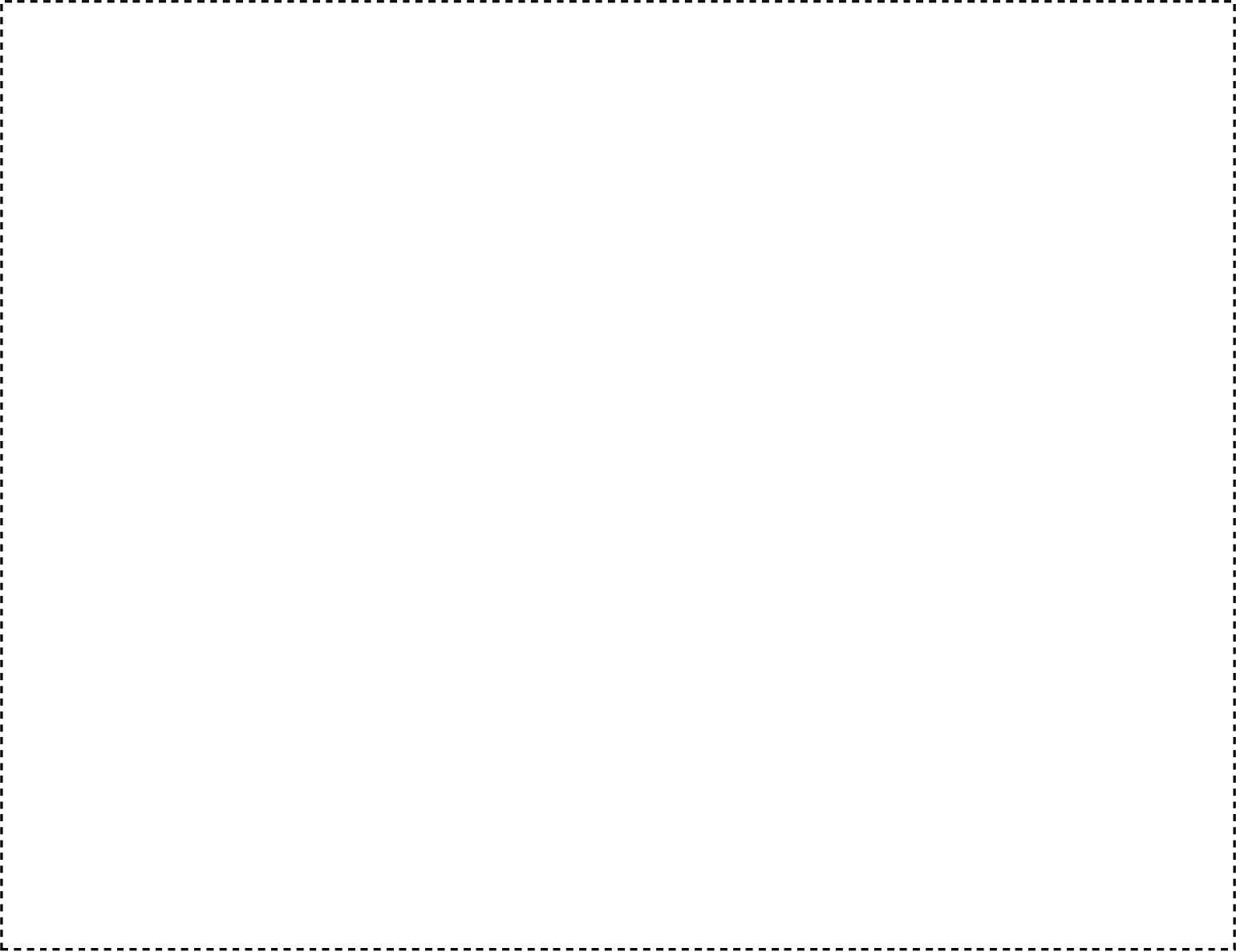
(単位 mm)



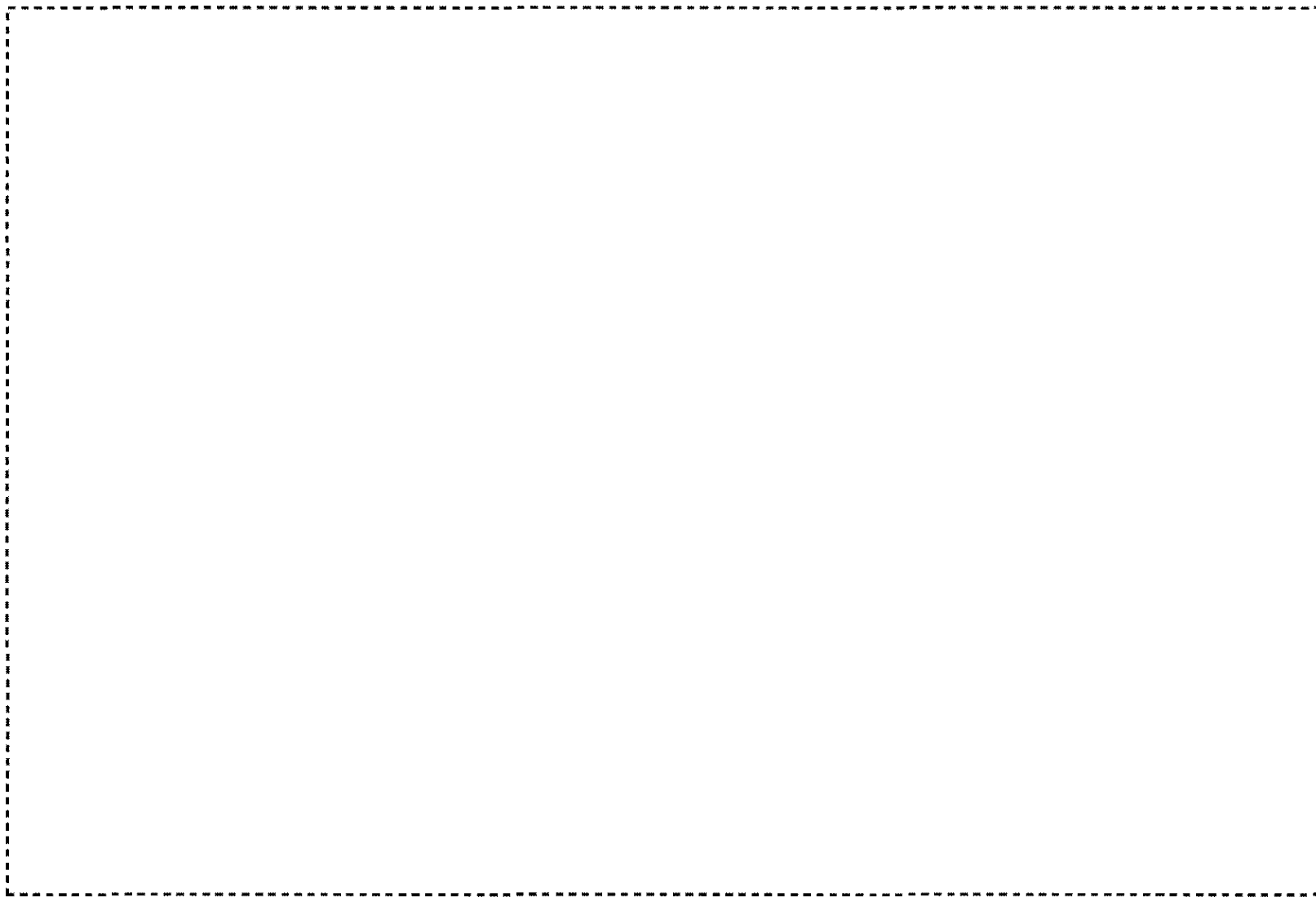
図へー 2－2 輸送容器搬送コンベア No. 1-1



図へー 2－3 輸送容器搬送コンベア No. 1-1 (図へー 2－2 ①拡大図)

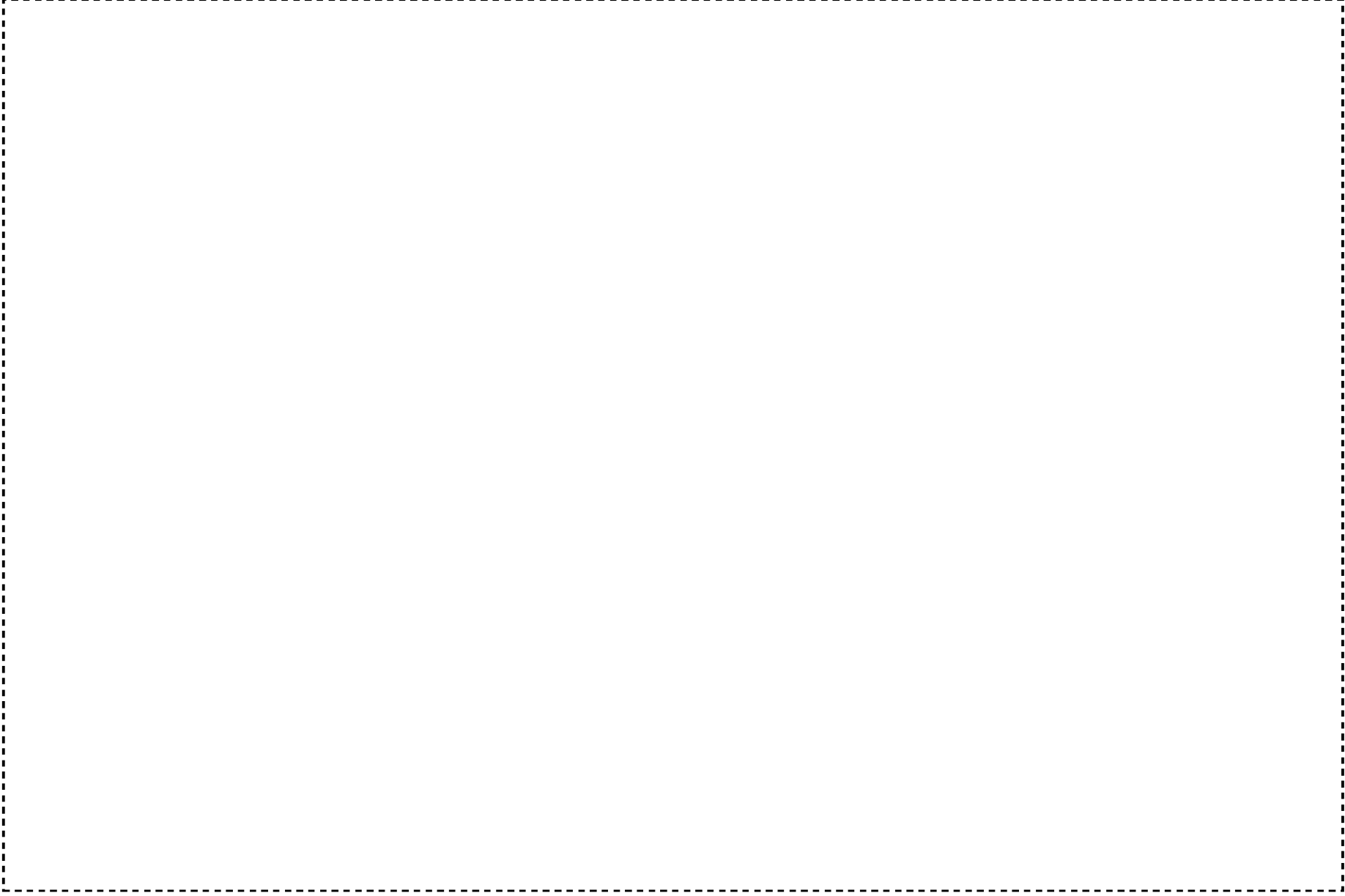


図へー 2－4 輸送容器搬送コンベア No.1-2



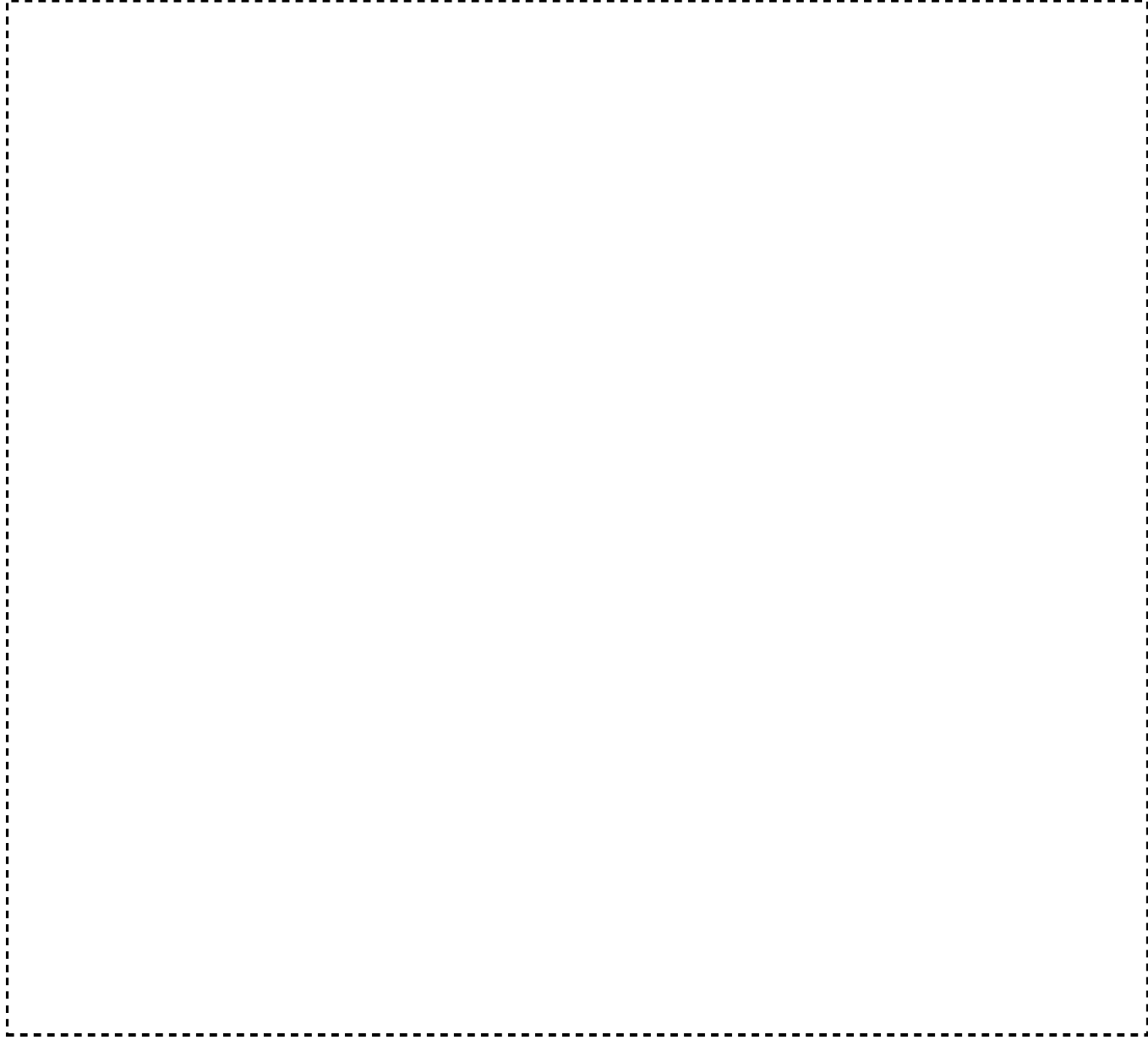
図へー２－５ 輸送容器搬送コンベア No.1-2 (図へー２－４ ①拡大図)

図ヘー2ー6 コンベアカバーNo.1⁽¹⁾

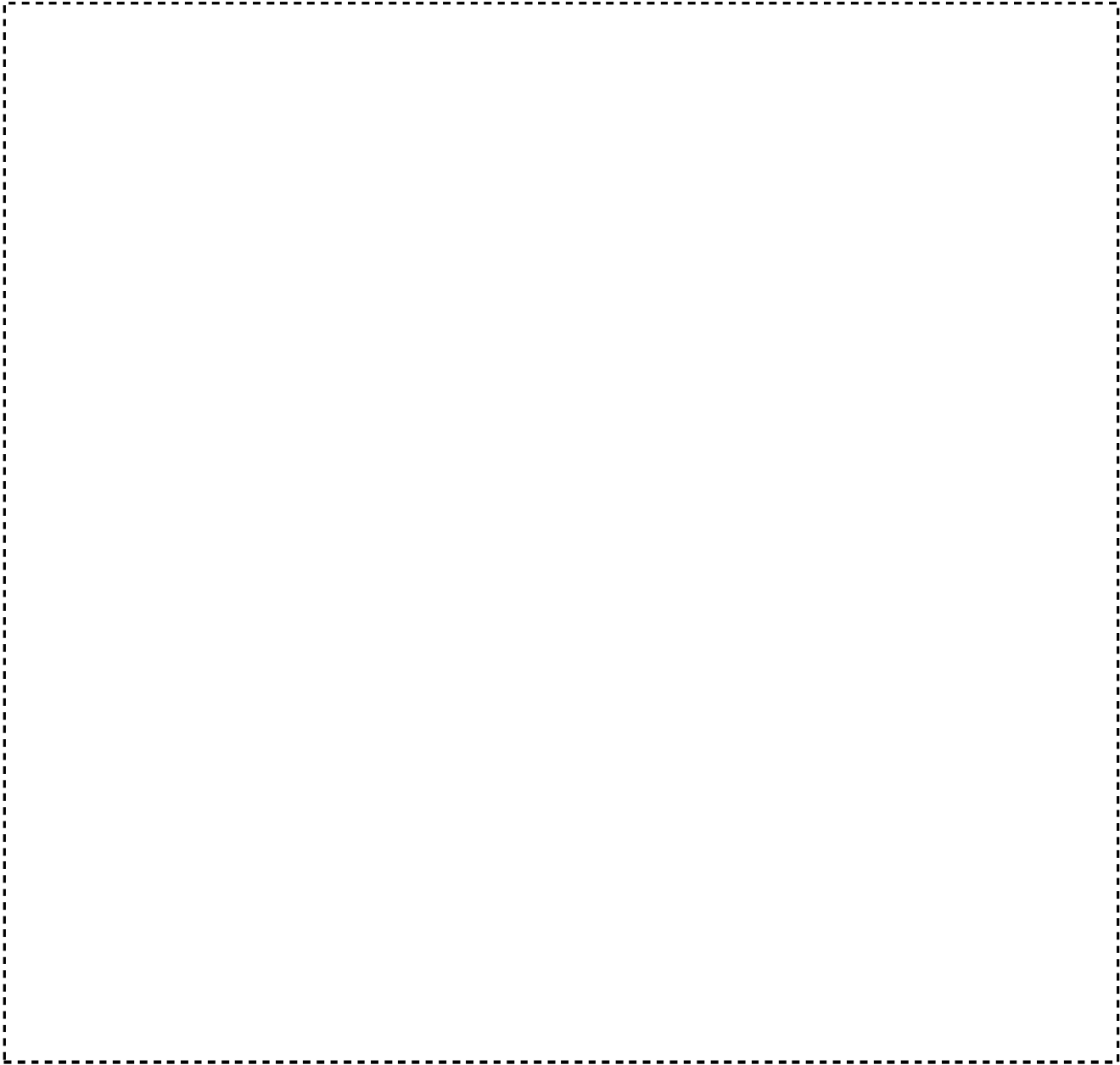




図へー 2－7 コンベアカバーNo.1 (図へー 2－6 ①②拡大図)



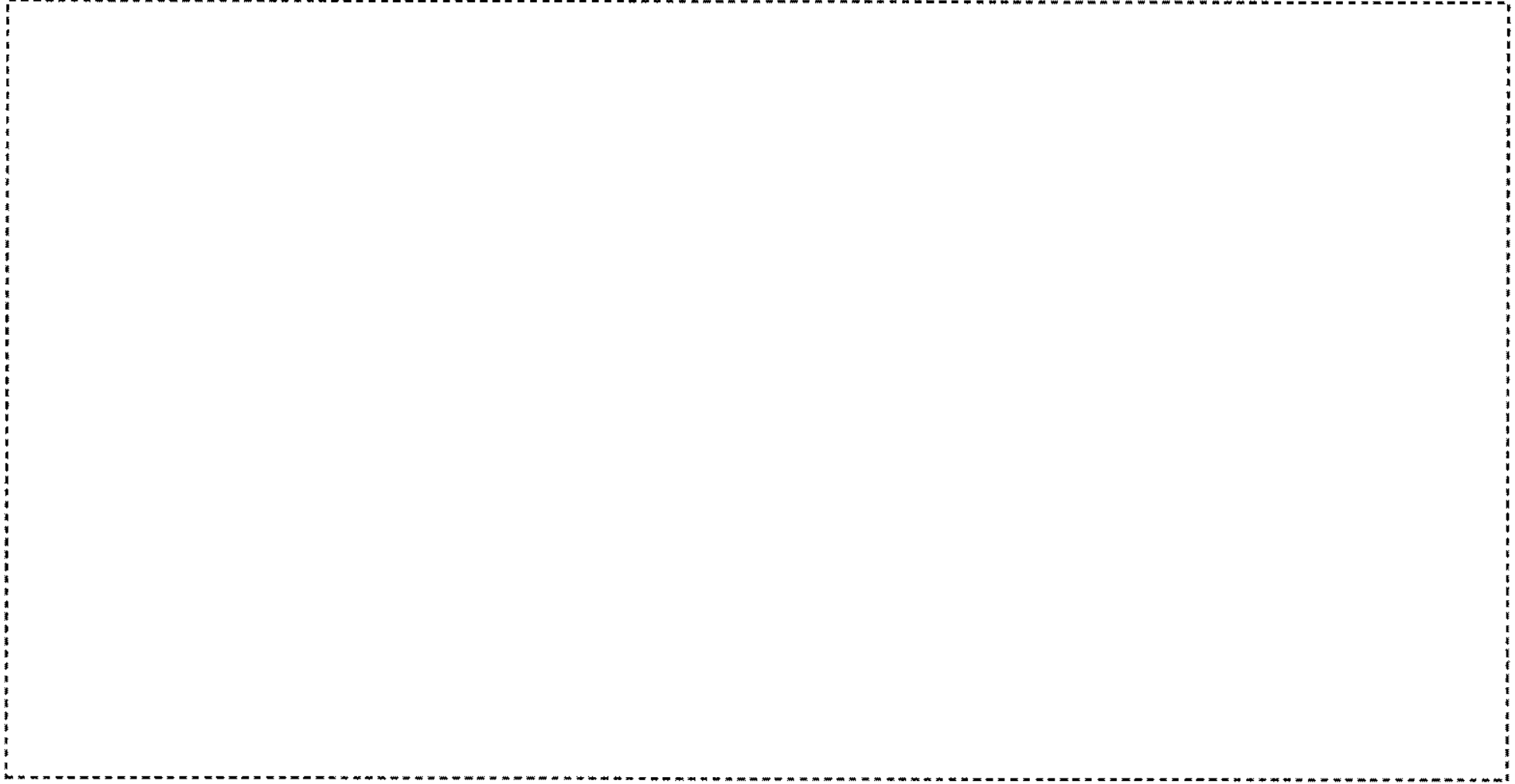
図へー 2－8 粉末缶移載装置 No. 1-1



図へ－ 2 － 9 粉末缶移載装置 No. 1-2

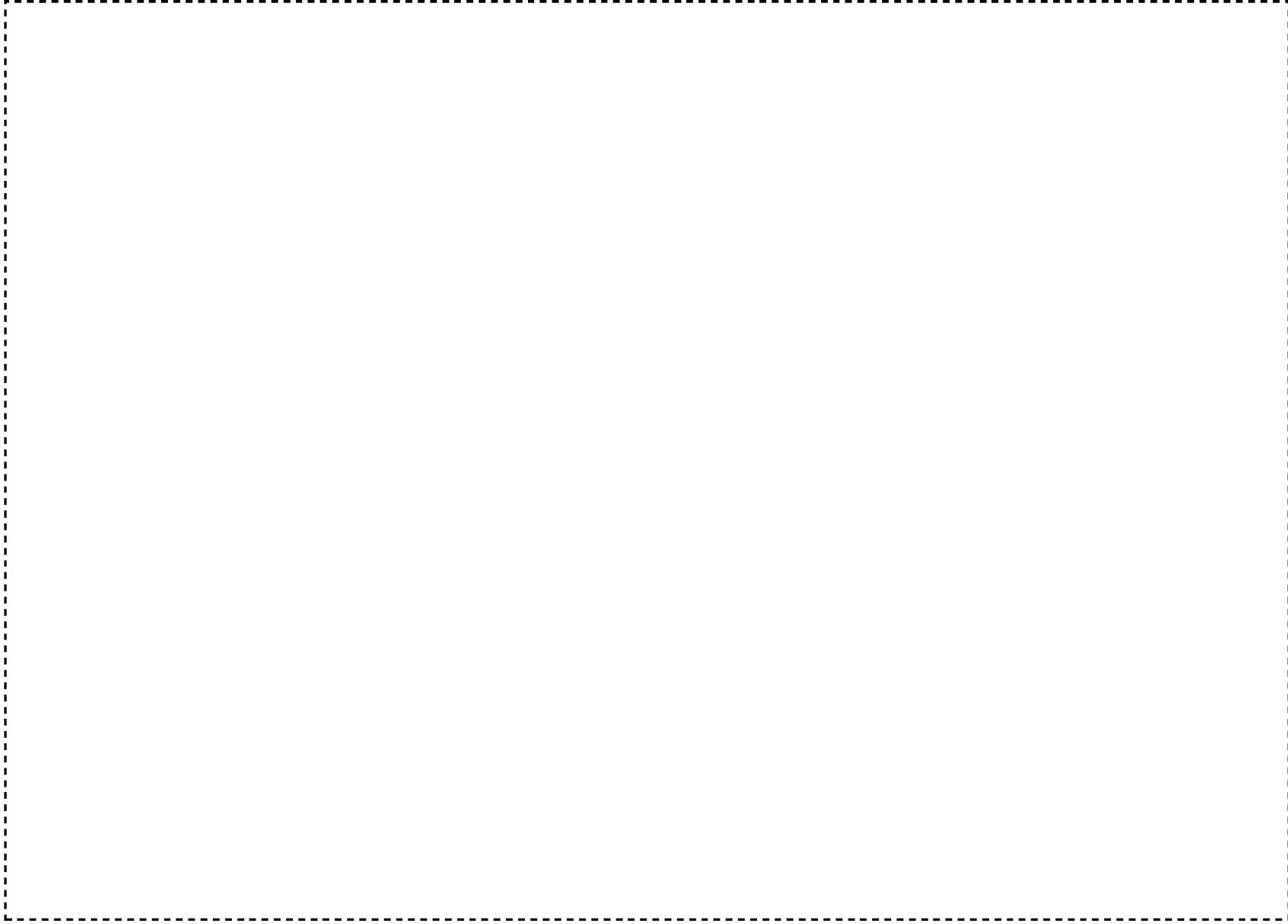
図へー2ー10 粉末缶搬送コンベア No.1

図へー2ー11 粉末缶搬送コンベア No.1 (図へー2ー10 ①拡大図)



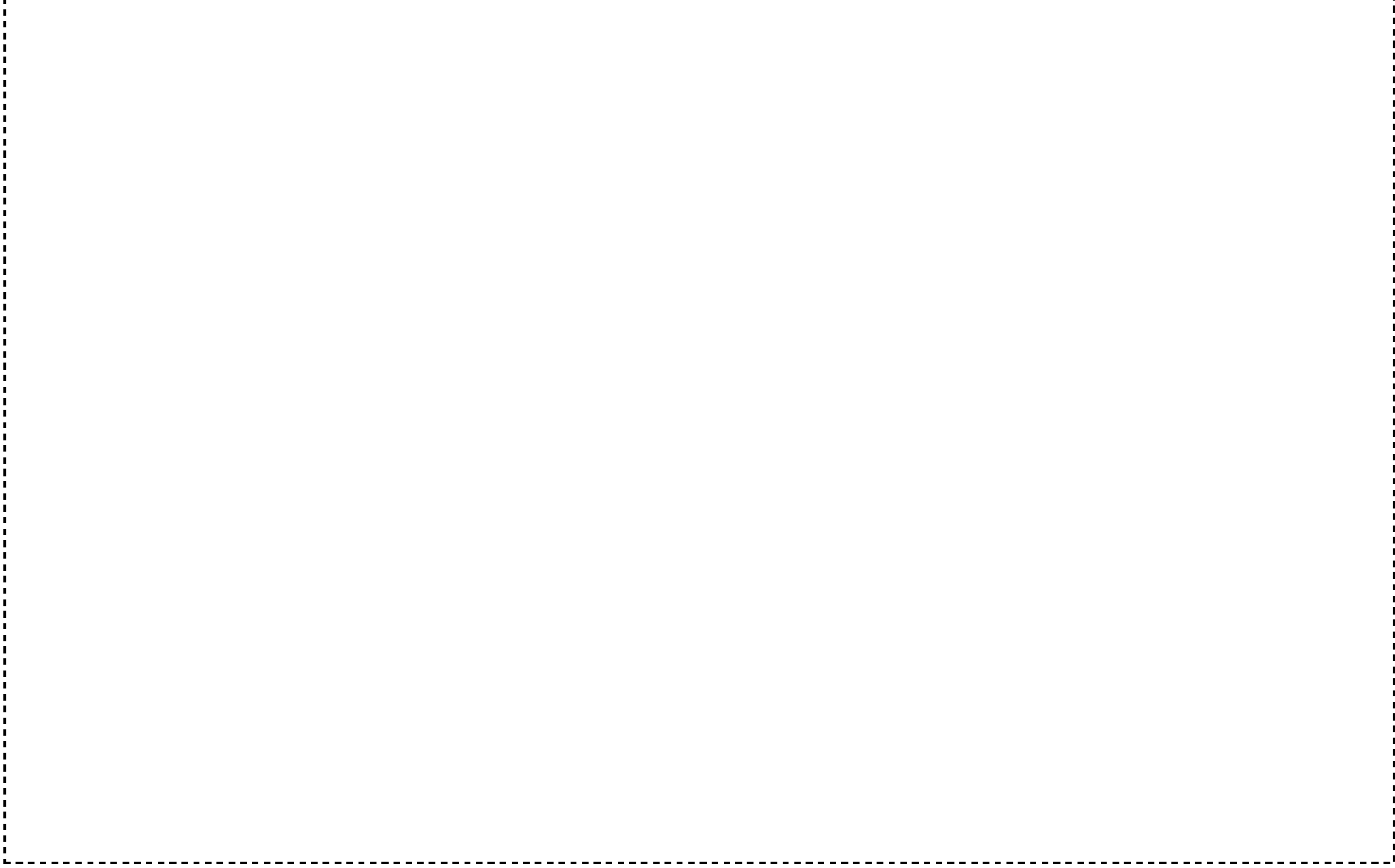


図へー 3－1 輸送容器搬送コンベア No. 2-1



図へー 3－2 輸送容器搬送コンベア No. 2-2

図ヘー3-3 ユンベアカバーNo. 2⁽¹⁾



図へー３－４ コンベアカバーNo.２ (図へー３－３ ①②拡大図)



図へ－ 3－ 5 粉末缶移載装置 No. 2-1



図へ－ 3 － 6 粉末缶移載装置 No. 2-2

図へー3ー7 粉末缶搬送コンベア No.2

原子燃料工業株式会社 熊取事業所
使 用 前 検 査 成 績 書
(その 1－3)

[核燃料物質の貯蔵施設]

原子力規制委員会

使 用 前 検 査 成 績 書			
申請者及び事業所名		原子燃料工業株式会社 熊取事業所	
検 査 範 囲		核燃料物質の貯蔵施設 輸送容器搬送コンベア No. 1-1 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 粉末缶移載装置 No. 1-1 粉末缶移載装置 No. 1-2 粉末缶搬送コンベア No. 1 輸送容器搬送コンベア No. 2-1 輸送容器搬送コンベア No. 2-2 粉末缶移載装置 No. 2-1 粉末缶移載装置 No. 2-2 粉末缶搬送コンベア No. 2	
検 査 場 所		原子燃料工業株式会社 熊取事業所 大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目 9 5 0 番地	
申 請 年 月 日 及 び 申 請 番 号			
検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
別紙－２のとおり	別紙－１のとおり	別紙－２の とおり	別紙－２のとおり
原 子 力 検 査 官	別紙－１のとおり		
検 査 立 会 責 任 者 (役 職 名)	別紙－１のとおり		
備 考	設工認申請書に記載されている核燃料物質の加工の事業に関する規則第３条の６第４号に基づく加工施設の性能検査をもって終了とする。		

検査年月日	原子力検査官	検査立会責任者 (役職名)	特記事項
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
材 料 検 査	年 月 日		別紙－ 3、 4 のとおり
員 数 検 査	年 月 日		別紙－ 5、 6 のとおり
配 置 検 査	年 月 日		別紙－ 7、 8 のとおり
据 付 検 査	年 月 日		別紙－ 9、 1 0 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 1 1、 1 2 のとおり
設計変更の生じた構築物 等に対する適合性確認結 果の検査	年 月 日		別紙－ 1 3、 1 4 のとおり

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： 年 月 日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

検査項目：材料検査

検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-2		
確 認 事 項	結 果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：		

材 料 検 査 記 録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：原子燃料工業株式会社 能取事業所

検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-2		
判 定 基 準	結 果	検査方法
【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】 耐震補強部材の材料が使用前検査実施要領書（以下「要領書」という。）添付資料-2「表 1」のとおりであること。		
【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】 耐震補強部材の材料が要領書 添付資料-2「表 2」のとおりであること。		
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 1 5 に示す。		

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： 年 月 日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

検査項目：員数検査

検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-2		
確 認 事 項	結 果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：		

員 数 検 査 記 録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 □輸送容器搬送コンベア No. 1-2 □輸送容器搬送コンベア No. 2-2		
判 定 基 準	結 果	検査方法
【輸送容器搬送コンベア No. 1-2】 耐震補強部材の員数が要領書 添付資料-2「表 1」のとおりであること。		
【輸送容器搬送コンベア No. 2-2】 耐震補強部材の員数が要領書 添付資料-2「表 2」のとおりであること。		
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－１５に示す。		

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： 年 月 日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

検査項目：配置検査

検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-1 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 ☐ 粉末缶移載装置 No. 1-1 ☐ 粉末缶移載装置 No. 1-2 ☐ 粉末缶搬送コンベア No. 1 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-1 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-2 ☐ 粉末缶移載装置 No. 2-1 ☐ 粉末缶移載装置 No. 2-2 ☐ 粉末缶搬送コンベア No. 2		
確 認 事 項	結 果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：		

配 置 検 査 記 録

検査年月日：_____年_____月_____日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-1 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-1 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-2 ☐ 粉末缶移載装置 No. 1-1 ☐ 粉末缶移載装置 No. 2-1 ☐ 粉末缶移載装置 No. 1-2 ☐ 粉末缶移載装置 No. 2-2 ☐ 粉末缶搬送コンベア No. 1 ☐ 粉末缶搬送コンベア No. 2		
判 定 基 準	結 果	検査方法
既設の配置が設工認申請書のとおりであること。		
【輸送容器搬送コンベア No. 1-2、輸送容器搬送コンベア No. 2-2】 耐震補強部材の配置が設工認申請書のとおりであること。		
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 1 5 に示す。		

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： 年 月 日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

検査項目：据付検査

検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-2		
確 認 事 項	結 果	確認方法
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：		

据 付 檢 査 記 録

檢查年月日：_____年_____月_____日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 □ 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 □ 輸送容器搬送コンベア No. 2-2		
判 定 基 準	結 果	検査方法
耐震補強部材の据付位置及び据付状態が設工認申請書に記載されたとおりであること。		
耐震補強部材のうちアンカーボルトの径及び本数が設工認申請書に記載されたとおりであること。		
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－１５に示す。		

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： 年 月 日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

検査項目：外観検査

検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 <table border="0"><tr><td>☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-1</td><td>☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-1</td></tr><tr><td>☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-2</td><td>☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-2</td></tr><tr><td>☐ 粉末缶移載装置 No. 1-1</td><td>☐ 粉末缶移載装置 No. 2-1</td></tr><tr><td>☐ 粉末缶移載装置 No. 1-2</td><td>☐ 粉末缶移載装置 No. 2-2</td></tr><tr><td>☐ 粉末缶搬送コンベア No. 1</td><td>☐ 粉末缶搬送コンベア No. 2</td></tr></table>			☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-1	☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-1	☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-2	☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-2	☐ 粉末缶移載装置 No. 1-1	☐ 粉末缶移載装置 No. 2-1	☐ 粉末缶移載装置 No. 1-2	☐ 粉末缶移載装置 No. 2-2	☐ 粉末缶搬送コンベア No. 1	☐ 粉末缶搬送コンベア No. 2
☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-1	☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-1											
☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-2	☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-2											
☐ 粉末缶移載装置 No. 1-1	☐ 粉末缶移載装置 No. 2-1											
☐ 粉末缶移載装置 No. 1-2	☐ 粉末缶移載装置 No. 2-2											
☐ 粉末缶搬送コンベア No. 1	☐ 粉末缶搬送コンベア No. 2											
確 認 事 項	結 果	確認方法										
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録										
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録										
備 考：												

外 観 検 査 記 録

検査年月日：_____年_____月_____日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 □輸送容器搬送コンベア No. 1-1 □輸送容器搬送コンベア No. 2-1 □輸送容器搬送コンベア No. 1-2 □輸送容器搬送コンベア No. 2-2 □粉末缶移載装置 No. 1-1 □粉末缶移載装置 No. 2-1 □粉末缶移載装置 No. 1-2 □粉末缶移載装置 No. 2-2 □粉末缶搬送コンベア No. 1 □粉末缶搬送コンベア No. 2		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法
既設の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。		
【輸送容器搬送コンベア No. 1-2、輸送容器搬送コンベア No. 2-2】 耐震補強部材の外観に使用上有害な傷、変形がないこと。		
【輸送容器搬送コンベア No. 1-2、輸送容器搬送コンベア No. 2-2】 既設で不要なアンカーボルトが設工認申請書に記載されたとおりに撤去されていること。		
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－１５に示す。		

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： 年 月 日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検 査 範 囲 及び対象機器	検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 □輸送容器搬送コンベア No. 1-1 □輸送容器搬送コンベア No. 2-1 □輸送容器搬送コンベア No. 1-2 □輸送容器搬送コンベア No. 2-2 □粉末缶移載装置 No. 1-1 □粉末缶移載装置 No. 2-1 □粉末缶移載装置 No. 1-2 □粉末缶移載装置 No. 2-2 □粉末缶搬送コンベア No. 1 □粉末缶搬送コンベア No. 2		
確 認 事 項	結 果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考：			

設計変更の生じた構築物等に対する
適合性確認結果の検査記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

検 査 範 囲 及び対象機器	検査対象（□内にレ点を入れる） 核燃料物質の貯蔵施設 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-1 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 ☐ 粉末缶移載装置 No. 1-1 ☐ 粉末缶移載装置 No. 1-2 ☐ 粉末缶搬送コンベア No. 1 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-1 ☐ 輸送容器搬送コンベア No. 2-2 ☐ 粉末缶移載装置 No. 2-1 ☐ 粉末缶移載装置 No. 2-2 ☐ 粉末缶搬送コンベア No. 2		
判 定 基 準	結 果	検査方法	
設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 ・核燃料物質の臨界防止（第３条第１項、第２項） ・火災等による損傷の防止（第４条第３項） ・地震による損傷の防止（第６条第１項） ・加工施設内における溢水による損傷の防止（第１０条） ・閉じ込めの機能（第１２条） ・安全機能を有する施設（第１６条第２項） ・搬送設備（第１７条）			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－１５に示す。			

記 録 一 覧 表

検査年月日： 年 月 日

検査場所：原子燃料工業株式会社 熊取事業所

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考*

*備考欄の記載について

(材)：材料検査、(員)：員数検査、(配)：配置検査、(据)：据付検査、(外)：外観検査、
 (適合)：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査